

「加工貿易における国内販売貨物価格審査 に関する問題に関する公告」

2005年7月18日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

加工貿易における国内販売貨物価格審査に関する問題に関する公告

中華人民共和國税関総署公告[2005]第 33 号

「中華人民共和國税関輸出入貨物納税価格査定弁法」及び「中華人民共和國税関加工貿易における端物、余剰材料、不適格品、副産品及び罹災保税貨物に関する管理弁法」等の関連規定に従い、加工貿易の健全な発展を促進し、加工貿易における国内販売貨物価格審査規範を示し、価格審査過程を簡素化し、企業生産効率を高めるために、ここに、加工貿易における国内販売貨物価格審査に関する問題について以下のように公告する。

- 一、 進料加工における輸入材料、その他製品(不適格品を含む)について国内販売を申告する時は、税関は原材料の輸入取引価格をもって、確定納税価格を査定する。原材料の輸入取引価格が確定できないときは、税関は国内販売申請と同時期あるいは概ね同時期の輸入物件に照らし、同種あるいは類似貨物の輸入取引価格を納税額確定の基礎とする。
- 二、 来料加工における輸入材料、その他製品(不適格品を含む)について国内販売を申告する時は、税関は国内販売申告と同時期あるいは概ね同時期の輸入物件に照らし、同種あるいは類似貨物の輸入取引価格を納税額確定の基礎とする。
- 三、 加工貿易企業が加工生産中に生じた端物あるいは副産品の国内販売を申告する時は、税関はその国内販売価格を納税額確定の基礎とする。
- 四、 税関総署あるいは直属税関は市場動向に従い、端物や副産物の国内販売における課税参考価格(以下、「課税参考価格」と称する。)を定期的に公表することができる。
加工貿易企業は税関申告に先立って、国内販売価格あるいは課税参考価格を照会することができる。加工貿易企業が課税参考価格の照会を申告する時は、税関は課税参考価格に照らして納税額を確定する。
- 五、 保税区、輸出加工区内の貿易企業が加工貿易製品の国内販売を申告する時は、税関は国内販売申告と同時期あるいは概ね同時期の輸入物件に照らし、同種あるいは類似貨物の輸入取引価格を納税額確定の基礎とする。
保税区内の加工貿易企業が進料加工製品の一部を国内販売する時に、国内で仕入れた材料を含有する場合は、税関は国外仕入れ材料を含む製品の原料輸入取引価格をもって、確定納税価格を査定する。原材料の輸入取引価格が確定できない時は、税関は国内販売申告と同時期あるいは概ね同時期の輸入物件に照らし、同種あるいは類似貨物の輸入取引価格を納税額確定の基礎とする。
保税区内の加工貿易企業が来料加工製品の一部を国内販売する時に、国内で仕入れた材料を含有する場合は、税関は国内販売申告と同時期あるいは概ね同時期の輸入物件に照らし、国外仕入材料を含む同種の製品あるいは類似貨物の輸入取引価格を納税額確定の基礎とする。
- 六、 加工貿易における国内販売貨物の納税価格が上述の規定により確定し難い場合は、税関が合理的な方法により審査確定する。
- 七、 加工貿易企業が税関に国内販売を申告する時は、元の輸入通関書類や各案件の目録コピーを提出しなければならない。税関が必要と認めるときは取引価格あるいは国内販売価格に関する資料についても提出しなければならない。
- 八、 加工貿易における国内販売貨物の特殊性に鑑み、税関が加工貿易の国内販売貨物に関する納税額を審査確定する時、価格に関する質疑や協議を(職権審査)行わなくてもよい。
- 九、 本公告は 2005 年 8 月 1 日より施行する。

ここに公告する。

2005 年 7 月 18 日